

令和8年4月17日

野木町教育委員会 教育長 永井 啓之
野木町校長会 会 長 森 美代子
野木町PTA連合会 会 長 津布久 晃子

インターネットトラブルを回避するために（お願い）

陽春の候、皆様におかれましては、日頃より野木町の児童生徒の健全育成に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、SNS を介した犯罪やトラブルが依然として全国で発生しております。インターネットやスマートフォン等は、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものですが、事件や犯罪に巻き込まれる大きな要因となったり、誹謗中傷やいじめの温床になったりなど、社会問題の一因となっております。このことから、学校では、引き続き下記のとおり情報モラル教育の推進に努めてまいります。

本町の方針として児童生徒に携帯電話やスマートフォン所持を控えることを推奨いたします。保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いするとともに、お子様がネットトラブルを自ら回避できるよう、インターネットの危険性について御家庭内で話し合う時間を確保くださいますようお願いいたします。

また、新学期を迎え、授業参観や運動会等の学校行事が行われますが、その様子を写真やビデオで撮影してインターネット上に一般公開する行為は、肖像権の侵害にあたり、被撮影者及びその保護者（被撮影者が児童生徒の場合）の許可を得なければ訴えられる可能性があります。トラブルを回避するため、自分・他者を問わず、個人が特定できる画像や動画等のアップロードは控えていただきますようお願いいたします。

記

1 学校における情報モラル教育の推進について

- (1) 主体的に正しい判断ができる児童生徒の育成を目指して情報モラル教育を推進してまいります。
- (2) 児童生徒の発達段階とインターネット利用の実態を考慮して、「インターネットの正しい使い方」や「インターネットの利便性とそれに伴う危険」等について指導を行い、自ら正しい判断ができる児童生徒の育成を目指します。

2 携帯電話・スマートフォンの所持について

- (1) 児童生徒に携帯電話やスマートフォンの所持を控えることを推奨いたします。御理解と御協力をお願いします。
- (2) 御家庭の事情により、携帯電話やスマートフォンを持たせる場合は、お子様と話し合って使用についてのルールを作ったり、有害・不適切なサイトやアプリの利用を制限したり、適切にフィルタリングを設定したりするなど、お子様がネットトラブルに巻き込まれることがないように、保護者の責任において、使用状況の管理をお願いします。

3 各家庭での話し合いについて

- (1) お子様と一緒に、インターネット利用に関するルール作りをお願いします。
- (2) 携帯電話・スマートフォン以外にも、自宅のパソコンや携帯音楽プレーヤー、タブレット、ゲーム機等からインターネットにアクセスしてトラブルに巻き込まれる事案も数多く報告されておりますので、お子様のインターネット利用状況を見守っていただくとともに、インターネットの危険性についての話し合いや御指導をお願いします。

担当 野木町教育委員会 こども教育課 学校教育係
TEL 57-4183